議案第3号「定款変更案」の説明資料（平成30年6月16日）

Ⅰ．定款変更の概要

　１．平成28年特定非営利活動促進法改正に伴う定款変更（貸借対照表の公告。52条）

　２．所轄庁（千葉市）が示す「定款作成例」等を参考とした規定の見直し・文言整理。

　　―　主な変更点　―

　　①　総会・理事会の書面表決等を、文書によることに加え、メール・ファクシミリ（理事会関係は、メール）によることを可能とする。（28条・36条等）

　　②　総会と理事会の権能の見直し（22条・31条等）

　　　　総会と理事会の権能（定款変更後。下線部分は変更箇所。）

|  |  |
| --- | --- |
| 総会の権能（第22条） | 理事会の権能（第31条） |
| (1)定款の変更(2)解散(3)合併(4)事業計画及び予算並びにその変更(5)事業報告及び決算(6)役員の選任又は解任及び報酬(7)入会金及び会費の額(8)除名(9)資産の管理の方法(10)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄(11)清算人の選任(12)残余財産の帰属(13)その他運営に関する重要事項 | (1)総会に付議すべき事項(2)総会の議決した事項の執行に関する事　　　 項(3)事務局の組織及び運営(4)その他総会の議決を要しない会務の執　　 行に関する事項 |

　（注）号番号の変更にかかる下線及び（　　）書きの一部は、省略。

Ⅱ．定款変更の施行年月日

①　定款変更が有効となるのは、総会の議決後、所轄庁（千葉市）が認証した日。

②　付則第7項の「所轄庁の認証を受けた日（平成　年　月　日）」の年月日が空欄とな

っているのは、認証後、認証日を追記するため。

　③　所轄庁による認証の所要期間は1か月3週間程度。⇒平成30年8月の施行を予定。

Ⅲ．貸借対照表の公告

　定款変更による貸借対照表の公告は、平成31年3月31日決算から小象の会ホームページに掲載を予定。

Ⅳ．変更例（主な変更点を含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 条　等 | 内　　　　容 | 備　　考 |
| 貸借対照表の公告 | 52条 | 貸借対照表を当会ホームページで公開 | p11。ただし書き付加 |
| メール・ファクシミリ | 28条、23条等 | 会員による総会の表決・表決委任方法 | p6、ｐ５。27条、29条 |
| メール | 24条、36条等 | 総会招集方法。理事会招集・表決方法 | p5、ｐ７、ｐ8。32条、33条、37条 |
| 総会の権能 | 22条 | 総会の権能を見直し | ｐ４、ｐ５ |
| 理事会の権能 | 31条 | 理事会の権能を見直し | ｐ７ |
| みなし総会決議 | 27条、29条 | 会員全員が文書等で同意⇒（備考へ） | p6、p7。総会決議とみなす |
| 法人代表権の制限 | 15条 | 理事長以外の理事は法人を代表しない | p3 |
| 役員任期 | 16条 | 2年を通常総会終結時までに改める | ｐ４ |
| 理事の臨時総会招集 | ２3条 | 法14条の3を明文化 | ｐ５ |
| 議事録署名方法 | 29条、37条 | 署名、押印から署名又は記名、押印に | ｐ６、ｐ８ |
| 資産の区分 | 旧39条 | 規定削除 | p9。 |
| 会計の区分 | 旧42条 | 規定削除 | p9 |
| 暫定予算 | 新42条 | 予算成立前の暫定予算。規定新設 | p9。 理事会議決が要件 |
| 予算事業計画の追加等 | 新43条 | 既定予算・事業計画追加・更正。規定新設 | p9。 総会議決が要件 |
| 資産・会計の文言整理 | 7章、22条 | 収入⇒収益。収支計算書⇒活動計算書収支予算⇒予算。収支決算⇒決算 | ｐ8、ｐ9、ｐ5H23法改正に伴う |
| 定款の変更 | 47条 | 法25条のH23改正に伴う | p10。要認証事項の変更 |
| 清算人の選任 | 49条 | 理事が清算人⇒総会で清算人選任 | p10 |
| 事務局の設置等 | 54条 | 局組織運営：理事会議決・理事長定める | p11。下線部追加 |
| その他文言整理 | 26条等 | 正社員・正会員⇒正会員に統一 | ｐ5等。6条(p2)参照 |
| 28条、36条 | 特別の利害関係者の議決参加不可 | p6、p8 |
| 8条等 | 8条見出し：会費⇒入会金及び会費　等 | p2等。文言整理その他 |

（注１）　条等欄の「条等」は、定款変更案の条と章。

（注２）「旧39条」、「旧42条」は、現行定款の39条、42条。

（注３）備考欄のｐ（ページ数）は、定款変更案のページ数。